

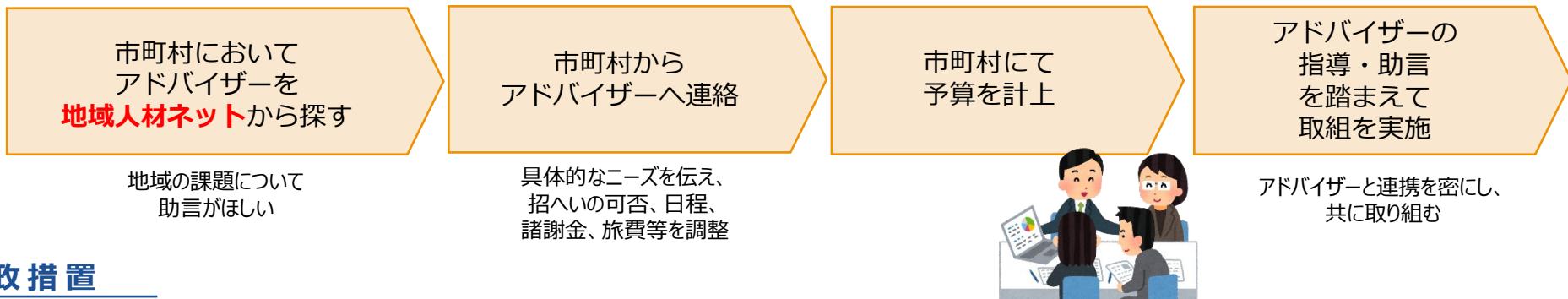
地域力創造アドバイザー



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
(対象：1,433市町村)
 - 要件
活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施

- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置
(アドバイザー 1 人につき最大 3 年間招へい可能)
 - ・ 民間専門家活用 (**610万円／年**)
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準 (9,300円/時) とする。
 - ・ 先進自治体職員 (240万円／年)
謝金は対象外

アドバイザー活用事例



活用事例集は
こちら→

- 様々な分野の専門家をリストアップ
 - 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
 - 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

POINT

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。
併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1.特別交付税措置期間の拡充

- 地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

2.特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

- 民間専門家活用の上限額の引き上げ
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年
- アドバイザーへの謝金単価の上限の設定
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。